

事業計画（茨城県日立市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	20地区海岸
被災した地区海岸数	5地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	3地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	5地区海岸

② 堤防高

被災前の現況高へ復旧予定

茨城沿岸：T.P+3.7m～6.0m（対象：高潮）

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧については、10月より順次、工事着工しており、計画的に復旧を進め平成25年3月の工事完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定※¹を目指す。
- ・全ての被災した地区海岸において、本復旧の工事着工※²を目指す。

※¹ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※² 工事着工とは、復旧工事の工事契約をもっていう。

⑤ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(日立市)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
水木漁港	1,186	護岸、消波堤	6.00	6.00	—	H23.12	H23.12	H24.3	H25.3	・本工事
多賀	310	護岸	6.00	6.00	完了	H23.5	H23.9	H23.10	H24.3	・本工事
金沢	1,286	護岸	5.00	5.00	完了	H23.5	H23.9	H23.10	H24.3	・本工事
川尻港 川尻	1,169	護岸、突堤、離岸堤	4.30	4.30	—	H23.7	H23.11	H24.1	H24.5	・本工事
河原子港 河原子	1,110	護岸、離岸堤	3.70	3.70	完了	H23.7	H23.11	H24.1	H24.5	・応急復旧 ・本工事

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

2. 河川対策

【国管理河川（久慈川）】

- ① 久慈川※¹では、110箇所（うち日立市13箇所）で堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、第一段階として、本年6月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。
- ② 第二段階として、平成24年5月末の出水期前までに、被災前の堤防高まで復旧し、被災前の堤防機能（沈下・液状化対策を含む）を確保。
- ③ 平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ④ 成果目標 平成23年度
平成24年5月末の出水期前までに、被災前の堤防機能（沈下・液状化対策を含む）の確保に向け、復旧工事を実施。

【県管理河川】

- ① 2級水系瀬上川水系など※¹、5水系5河川8箇所※²での災害復旧事業を予定。
- ② 全8箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に設計、地元調整等の施工準備を終え、本復旧に着手予定。平成24年出水期（6月頃～）までに全箇所完了させることを目標とする。
- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ④ 成果目標 平成23年度
○ 県管理区間（災害復旧事業）
全8箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に本復旧に着手した上で、平成24年出水期（6月頃～）までに完了予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 日立市

図面：茨城県提供



3. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 十王町
- ② 海岸防災林の防潮工 120m、林帯 0.9ha が被災。
- ③ 防潮工の本復旧については、12 月に着手する予定。
- ④ 防潮工の本復旧は概ね 1 年での完了を目指す。樹木の植栽は、津波の塩害による枯れ状況を確認しながら実施することとしており、概ね 3 年で完了させることとし、全体の復旧を概ね 5 年で行うことを目指す。
(保全対象：国道 6 号、JR 常磐線、農地)

4. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の34校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる33校については、平成23年度内の事業着手、復旧完了を目標とする。
- 土地の被害により、校舎の使用を見合わせ、応急仮設校舎を建設した水木小学校については、平成23年度内に土地復旧に着手、復旧完了を目指す。また、使用を見合わせた校舎は、震災後、耐力度調査において危険建物と判定されたことから、平成23年度内に取壊し、学校施設環境改善交付金事業等を活用し平成25年度内の完成を目指す。

<県立学校>

日立市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の5校について、以下のとおり早期復旧を目指す。

比較的軽微な被害に留まる学校については、平成23年度内の復旧を目指す。構造体に被害を受けた学校施設については、平成24年内の復旧完了を目指す。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している13校（幼稚園9，中学校1，高等学校3）及び申請予定の幼稚園2園について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる14校（幼稚園10，中学校1，高等学校3）については、平成23年度内の事業着手、平成23年度内の復旧完了を目標とする。
- 甚大な被害を受けた茨城キリスト教学園附属聖児幼稚園日立園については、本格復旧までの間、仮設園舎として敷地に隣接する教会の建物の一部借用及び残存園舎を使用しつつ、園舎等の本格復旧に向けて、平成23年度内の事業着手、平成24年8月末までの復旧完了を目標とする。

②大学等

(i) 国立学校

東日本大震災により被災した2法人の団地のうち、国立大学法人等施設の災害復旧に係る補助に申請済みの4団地については、比較的軽微な被害に留まる施設のため3団地については、平成23年内の復旧完了を目標とし、1団地については、平成23年9月下旬ま

でに復旧が完了した。

（ii）私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校について、以下のとおり、早期の復旧工事を実施し完了した。

- 比較的軽微な被害に留まる1校については、平成23年度内に事業着手し、復旧を完了した。

③公立社会教育施設（社会体育施設・公立文化施設を含む）

＜市立社会教育施設＞

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の11施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる諏訪スポーツ広場・折笠スポーツ広場・日高体育館と十王体育館については、平成23年度内の事業着手、復旧完了を目標とする。
- 被災した鮎川体育館については、応急復旧工事は完了したが、平成23年度内に耐震診断及び補強設計を行い、平成24年9月末までに事業着手、復旧完了を目標とする。
- 甚大な被害を受けた中央体育館については、平成24年度から事業着手、既存建物の解体、地質調査、基本実施設計、平成25年建設工事着工、平成27年度内の復旧完了を目標とする。
- 津波による甚大な被害を受けた久慈サンピア日立スポーツセンターは、平成23年9月に策定した「日立市震災復興計画」において、「スケート場、プールについては、被害が甚大であり、原形復旧が困難であることから、市内類似施設の配置状況や整備費用等を踏まえ、施設の再整備を検討する。」としており、これを踏まえ、速やかに本格復旧に着手する。
- 比較的軽微な被害に留まった日立市会瀬青少年の家については、平成23年5月に着手し平成23年7月に竣工、完全復旧した。
- 比較的軽微な被害に留まる郷土博物館については、平成23年度に施設の応急復旧に着手した上で耐震診断を実施し、平成24年度に耐震診断の結果を踏まえて、本格復旧に向けた計画を策定する。
- 比較的軽微な被害に留まる多賀図書館は平成23年度中に復旧する。
- 比較的軽微な被害に留まった十王図書館は、平成23年4月に着手し、平成23年9月に復旧工事が完了した。

＜市民文化施設＞

東日本大震災により被災した市民文化施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の日立シビックセンター及び日立市民会館について、以下のとおり、

早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まった日立シビックセンターは、平成 23 年 4 月に着手し、平成 23 年 8 月に復旧工事が完了した。
- 日立市民会館については、表面上目立った損傷はなかったが、被災により天井崩落の危険が指摘されており、新耐震基準以前の昭和 40 年に建設された建物であることから、建物としての安全を確保した総合的な復旧を行うため、23 年度中は被災度区分判定と併せて耐震診断を実施することとし、平成 24 年度に耐震診断の結果を踏まえて、本格復旧に向けた計画を策定する。

5. 土砂災害対策

- ①本年8月末までに、市内約220箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約5箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)
- ②最大震度6強を観測した日立市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

6. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震や大規模な津波により膨大な量（約 63 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 災害廃棄物は、平成 24 年 2 月までを目途に仮置場へ概ね搬入する。その後、瓦など搬入が完了しない災害廃棄物については、平成 24 年 9 月までに最終処分場に直接搬入する。
- ③ 市が行う損壊家屋等の解体対象建築物はない。
- ④ また、中間処理・最終処分については、平成 24 年 9 月までを目途として処分を行う。

工程表(茨城県日立市)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策													
	応急対策 施工準備 (堤防設計等) 本復旧 (逐次完了し、全ての区間について3月までの完了を目指す。)												
2. 河川対策													
(国管理河川:久慈川)	応急対策 施工準備 (堤防設計等) 平成24年5月末の出水期までに、被災前の堤防高まで復旧するなど、被災前の堤防機能を確保												
	(※)避難判断水位等を引き下げて運用 出水期				出水期								
(県管理河川)	施工準備 (堤防設計等) 本復旧												
	(※)避難判断水位等を引き下げて運用 出水期				出水期								
3. 海岸防災林													
(関南町)	防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧(概ね2年)				防風工等の施工が完了した箇所から植栽を実施(全体の復旧を概ね5年で完了)								

[illegible]

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
公立社会教育施設・公立文化施設を含む	<私立学校>													
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
	<市立社会教育施設>													
	会瀬青少年の家 多賀図書館 十王図書館	施設の本格復旧												
	郷土博物館	甚大な被害を受けた施設の復旧 応急復旧 耐震診断実施 耐震設計 施設の本格復旧												
	<市立社会体育施設>													
	諏訪スポーツ広場 折笠スポーツ広場 日高体育館 十王体育館 鮎川体育館	施設の本格復旧												
		※ 鮎川体育館については、平成23年度内に耐震診断・耐震設計を行ったうえ復旧												
	中央体育館					解体・地質調査・基本実施設計				施設の本格復旧				
	久慈サンピア 日立スポーツセンター					改修方針の検討 基本・実施設計				施設の本格復旧				

			H23				H24				H25				H26以降
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
＜市立文化施設＞															
日立シビックセンター	比較的軽微な被害に留まる施設の復旧	施設の 本格復旧													
日立市民会館	表面上目立った損害はなかったが、総合的な安全を担保するために行う復旧	耐震診断・被災度判定 耐震補強・復旧設計 復旧													
5. 土砂災害対策															
			土砂災害危険箇所の点検等												
			(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												
6. 災害廃棄物の処理															